岡山県立総社南高等学校 校 長 福 本 まゆみ

新型コロナウイルス感染症に係る生徒の出欠の取扱い等について

平素から本校教育につきましては格別の御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。このことについて、岡山県教育委員会の通知に従い、これまで対応しておりましたが、この度、文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル〜学校の新しい生活様式〜」(令和2年6月16日付けで改訂)が示されたことに伴い、県教育委員会の通知(令和2年6月29日付け、教保健第126号)により、本校でも次のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安
 - (1) 生徒の感染が判明した場合
 - (2) 生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
 - (3) 生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合

出席停止とする期間は、上記(1)については、県教育庁保健体育課と協議し定めた期間、

- (2) については、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間、(3) については、症状がみられなくなるまでとなっています。
- 2 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする目安
 - (1) 医療的ケアを必要とする生徒や、基礎疾患等がある生徒で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
 - (2) 新型コロナウイルス感染症に関し、各生徒を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の生徒の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合

3 その他

生徒が次のケースに該当する場合は、県教育庁保健体育課に連絡し、指示を受けることになっていますので、学校まで必ず御連絡くださいますようお願いいたします。

- PCR等の検査を受けた場合、又は受ける予定となった場合
- ・新型コロナウイルス感染症に感染していると診断された場合
- ・保健所から濃厚接触者と特定された場合等

4 提出書類について

上記1 (1) については、「治癒証明書」と「新型コロナウイルス感染症(疑いを含む)についての出席停止連絡票(以下、出席停止連絡票と記載)」を提出してください。

上記1(2)・(3)については、「出席停止連絡票」を提出してください。

上記2 (1)・(2) については、事前に御相談いただき、「家庭学習願」の提出をしてください。

これらの様式は、学校ホームページからダウンロードすることができますが、郵送等を希望される場合は御連絡ください。